

## 事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和 7年 1月15日

協議会名:	更別村地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名:	地域公共交通確保維持改善事業
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>更別村は、北海道、十勝地方の南部に位置し、人口3,167人、世帯数1,356世帯(R3.10.1)、総面積176.90km<sup>2</sup>あり耕作面積10,884haで全体の61%を占めております。</p> <p>更別村では十勝管内の中核都市である帯広市へ通じる唯一の幹線交通である十勝バスを軸に、村内は村が無償で運行する村民バスが運行しています。現在、村民バスは平日月曜～金曜日にかけて市街地を循環する便が平日1日9回(月曜日は5便まで)、農村地区は乗合タクシーが自宅と市街地の往復を平日1日2便運行しています。このほか、利用者は限定されるがスクールバスの運行、移送サービス事業(介護予防事業等の高齢者等の送迎を実施)、福祉有償運送事業(要支援、要介護、障がい者等の送迎を実施)を実施しています。民間事業者の取組として介護タクシー事業(身体の不自由な人や要介護者等の送迎を実施)、NPO法人サラリによる送迎ボランティア活動(高齢者の日常生活(生活交通を含む)支援を目的に、住民の互助を推進する事業を実施)、スーパービレッジ構想関係では自動運転移動サービス、さらクル無料移動サービスも実施されています。</p> <p>こうした村内における公共交通網の勢力圏(バス停から300m内)は、本村の全人口の約6割をカバーしており、とりわけ字更別地区においては市街地を運行する村民バス及び十勝バスのバス路線を利用しやすい環境にあることから、7割以上の住民が公共交通を利用できる状況となっているものの、字弘和・字勢雄地区といった市街地から離れた場所に位置する住民及び、農村部にある道の駅等の公共施設の利用、友人交流・集会などコミュニティへの参加や日常生活・医療関連への移動など、農村部に限らず全住民が公共交通を利用できる環境が少なくなっています。</p> <p>上記により、バスなどの従来の公共交通だけではなく、区域内を運行する予約運行型タクシー(デマンド)など、運行方面を限定せず、利用者が指定する乗降地点間を運行し、効率的かつ利便性の高い公共交通を提供していく必要があります。</p>